

発達障がいのある方を支援する制度はありますか？

発達障がい児専門療育機関事業

問い合わせ先：大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター
 発達障がい者支援室 電話：(06) 6797-6560

医師から広汎性発達障がい（自閉症スペクトラム障がい、自閉症及びアスペルガー症候群を含む。）であるとの診断を受けた3歳児（年少児）～小学3年生の児童とその保護者を対象とした事業です。児童へは、個々の発達障がいの特性に応じたプログラムに基づき、1年間の「個別の療育」を行います。（2週間に1回。親子通園）保護者へは、発達障がいの特性や支援についての研修を行います。（月1回）

障がい児通所支援

問い合わせ先：各区保健福祉センター（福祉業務担当）



「児童発達支援センター」「児童発達支援事業所」

未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能などを身につけて、集団生活に適應する訓練を行います。

※「児童発達支援センター」は障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど中核的な療育支援施設です。

「放課後等デイサービス事業所」

就学中の障がい児に、授業終了後や休業日に生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を行います。

発達障がい者就労支援事業

問い合わせ先：大阪市障がい者就業・生活支援センター（中央センター）



発達障がいの専門相談員（発達障がい者就業支援コーディネーター）が就業を希望する発達障がいのある方の相談に応じ、ハローワーク等の関係機関とも連携して、就業支援をしています。
 また、就職後も勤務先と調整し、安定した職業生活が送れるように支援します。

エルムおおさかによる各種講座のご案内

発達障がいのあるお子さんの保護者や、所属機関や事業所などの支援者向けに各種講座を開催しています。

親支援講座

- 「ペアレント・トレーニング公開講座」
- 「ペアレント・トレーニング連続講座（幼児版・学齢児版）」
- 「自閉症スペクトラム講座（ASD）」
- 「学習障がい支援講座（LD）」、「ADHDスポット講座」、
- 「ソーシャルスキル講座（幼児版・学齢児版）」など

啓発講座

支援者講座

など開催しています。



くわしくは「エルムおおさか」のホームページをご覧ください。
 (<https://www.elmosaka.org/seminar.php>)